

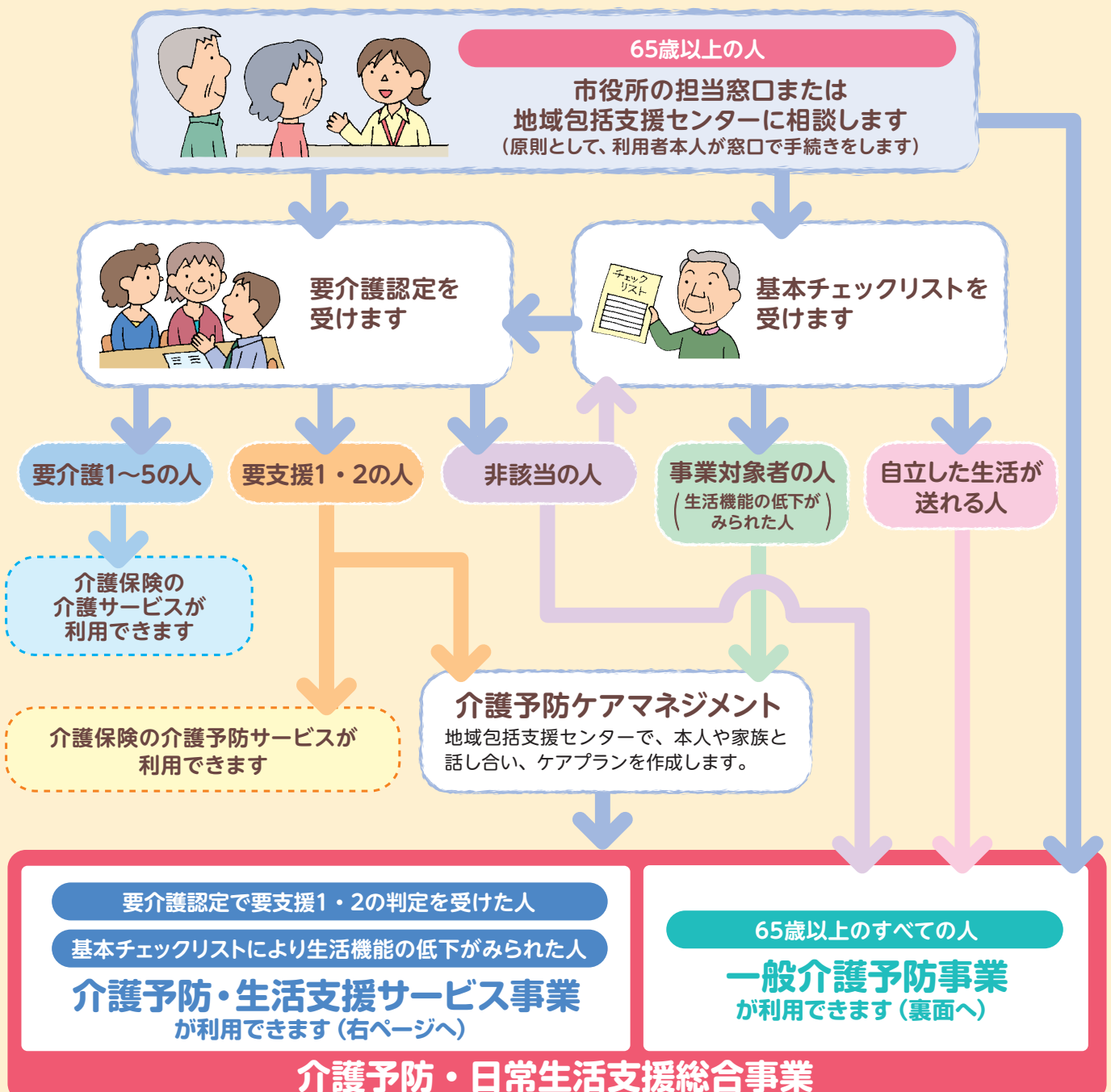
「介護予防・日常生活支援総合事業」

を利用して自立した生活を続けましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした介護予防の事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの状態に合わせたサービスがすみやかに利用できます。まずは市役所の担当窓口または地域包括支援センターにご相談ください。

利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、市区町村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての人が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



◆事業対象者が介護保険の介護サービスおよび介護予防サービス(訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修など)を利用することはできません。
◆事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。